

平成●●年（○○）第●●号 損害賠償金仮払仮処分申立事件

決 定

債権者 X

債務者 国

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は債権者の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

債務者は、債権者に対し9万3900円を仮に支払え。

第2 当裁判所の判断

1 申立ての理由

債権者は、申立ての理由として、別紙「損害賠償金仮払仮処分命令申立書」の「申立の理由」欄のとおり主張する。

2 被保全権利について

- (1) 債権者が、被保全権利である債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の発生原因として主張する債務者の不法行為は、要するに、次のようなものである。

ア 債権者と債務者は、平成24年5月14日ころまでに、債権者が滞納していた同年4月10日を納期限とする消費税及び地方消費税並びに申告所得税合計29万3900円（以下「滞納消費税等」という。）について、同年5月31日に10万円を、同年6月29日に10万円を、7月31日に9万3900円を、それぞれ納付するという内容の納付計画を合意して

いた（疎甲１）。

イにもかかわらず、債務者は、滞納消費税等のうちで平成２４年７月３１日まで納付が猶予されていた９万３９００円を含めて、同月１３日付けで、債務者が債権者に対して還付すべき自動車重量税の還付金と相殺する処分をしてしまった（疎甲５、疎甲６）。

ウ そのため、債権者は、９万３９００円に相当する自動車重量税の還付を受けることができず、同額の損害を被った。

（２）上記のとおり、債権者の主張する被保全権利は、債権者の滞納していた平成２４年４月１０日を納期限とする滞納消費税等のうち、９万３９００円について、納付を同年７月３１日まで猶予されていたことを前提とするものである。

この点、債務者の関東信越国税局納税コールセンター（以下「コールセンター」という。）が作成して債権者に送付した平成２４年５月１４日付けの納付計画書（疎甲１）には、債権者の主張に沿うような「納付計画の内容」が記載されており、また、コールセンターが債権者に送付した滞納消費税等の納付書の一部にも（疎甲７、疎甲８）、債権者の主張に沿うような「納付年月日」が記載されていることは確かである。

しかしながら、債務者は、滞納消費税等の納期限は飽くまで平成２４年４月１０日であり、納付計画書（疎甲１）に記載された「納付計画の内容」は債権者が申し出たものを記載したものにすぎず、納付書（疎甲７、疎甲８）の一部に記載された「給付年月日」も同様に、債権者の納付の便宜のためにサービスとして記載したものであると陳述しており、上記の納付計画書（疎甲１）等の記載が債権者に対してどのような認識を抱かせたかという点とはともかくとして、この記載をもって、平成２４年４月１０日を納期限とする滞納消費税等について、法定の手續に基づいて納税の猶予がされた（納期限が変更された）と認めることはできない。また、同様に、債権者の陳述するコ

ールセンターの担当者の言動をもって、滞納消費税等について、法定の手続に基づいて納税の猶予がされたと認めることはできず、その他、一件記録を精査しても、平成24年4月10日を納期限とする債権者の滞納消費税等について、法定の手続に基づいて納税の猶予がされたと認めることはできない。

(3) そして、債務者（新発田税務署長）は、国税等に係る過誤納金（還付金等）がある場合には、その還付を受けるべき者に納付すべき国税等があるときは、還付に代えて還付金等をその国税に充当しなければならないとする国税通則法57条の規定に従って、債権者に還付すべき自動車重量税の還付金を滞納消費税等のうちの9万3900円にも充当したのであるから、法令に基づいて行われたこの処分自体が違法なものと認めることはできない。

(4) したがって、債権者が本件仮処分の被保全権利とする債務者に対する不法行為に基づく損害賠償請求権については、その疎明があったと認めることはできない。

3 保全の必要性について

まず、現在の財政状況において、債権者が提起することを予定しているという民事訴訟が終局するまでの間に、債務者が、債権者に対して9万3900円を支払うべき能力を喪失するとは考え難い。

また、滞納消費税等のうちの9万3900円については、債権者の主張を前提としても、平成24年7月31日に納付予定日が到来して債権者は債務者に支払うべきことになり、そうすると、上記の9万3900円に充当された自動車重量税の還付金を債務者が債権者に対して還付すべき理由がなくなるところ、現在から上記の納付予定日までの僅か数日の間に、債権者において、特に9万円3900円の仮払を受ける必要があるという点についても、その疎明が足りていないというべきである。

4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、本件申立ては理由

がないから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成24年7月27日

新潟地方裁判所新発田支部

裁判官 齊藤充洋